

正しいごみ出しで、住みよいまちづくりを

～収集ルールを守りましょう～



南関町では、他の市町村と同じようにリサイクルや、環境美化の維持のために、適正なごみ出しの推進を行っています。

その取り組みのひとつとして、以下のごみ出しのルールを定めています。ルールを守って、ごみの減量化とリサイクルに努めましょう。

～ごみ出しの基本ルール～

●決められた場所に出す

地区ごとに決められた場所(ごみステーション)に出してください。

●決められた日時に出す

ごみ出しカレンダーや町のホームページ、南関町公式LINEなどを確認して、収集日の午前8時までにごみを出してください。

ごみ出しカレンダーをお持ちでない方は、役場で配付しています。

※ごみの収集時間は、交通状況やごみの排出量、天気の状態などで変わることがあります。

●決められた物を出す

ごみを種類ごとに分別し、町指定のごみ袋に入れるか、粗大ごみシールを貼って出してください。

ごみの分別方法が不明な場合は、町のホームページや南関町公式LINEで確認するか、下記までお問い合わせください。

●行政区と名前を書いて出す

ごみ袋や粗大ごみシールには、必ず行政区と名前を書いてください。

行政区と名前の記入がないごみは回収されません。

疑問点や不明点については、下記までお問い合わせください。

※町指定ごみ袋は保管状況により黄ばむ場合がありますが、品質に問題はありませんので、引き続き安心してご使用ください。

問 環境対策係 ☎57-8579

役場庁舎での電話通話録音及び告知ガイダンス設定について

職員の電話対応における接遇の向上を図るとともに、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止並びに職員に対する不当要求行為等の排除を目的として、自動通話録音装置を設置し、通話録音を開始します。

運用開始日

令和7年12月28日(日)

※切替作業を令和7年12月27日(土)に行いますので、一部音声が流れます。

通話録音

役場に電話をかけられた際、録音をお知らせするアナウンスが流れ、アナウンスが終わり次第電話がつながります。なお、町から発信した場合についても、アナウンスは流れませんが録音は開始されています。
※台風や地震等の緊急時は、速やかな電話対応を行うため、録音を知らせるアナウンスが流れない場合もありますが、録音は開始されています。

通話録音装置および通話記録について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および南関町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適切に管理します。

問 総務課 総務係 ☎57-8500

20歳になったら国民年金～国民年金制度のご案内～

国民年金は、老後やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、老後や、病気、ケガで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合や本人が退職した場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続きなどについては玉名年金事務所または役場税務住民課までお問い合わせください。

問 玉名年金事務所 ☎74-1612 税務住民課 住民係 ☎57-8502

償却資産(固定資産税)の申告について

毎年1月1日現在、南関町内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定で、償却資産の状況を申告する必要があります。申告書の提出期限は、令和8年2月2日(月)です。

◆償却資産とは

個人や法人で工場・商店を経営している人、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

種類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、フェンス、ビニールハウスなど
機械及び装置	各種製造機械設備、土木建設機械、農業用設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備など
船舶	漁船、ボート、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当する車両(トラクタなどの農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの)、台車など
工具・器具及び備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線など

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産ではありません。

◆申告書類

毎年12月中に償却資産の申告書類を送付しています。今年度より初めて償却資産の申告を行う人などで、申告書類がない場合はご連絡ください。

申告する人は、下記区分に従い該当する書類(○印)を提出してください。

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
増加資産がある場合	○	○	
減少資産がある場合	○	○	○
資産の増減がない場合	○	○	
資産がない場合	○		
廃業、転出等の場合	○	必要に応じ○	必要に応じ○

※廃業・資産譲渡された場合は、その旨を備考欄に記載してください。また、廃業していて他の事業者に事業用資産として貸し付けている資産等については、事業の用に供しているため申告が必要となります。

◆その他

エルタックス(地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>))からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563